別記第６号様式（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　販　売　開　始

利用カード　　　　　　　　　販売開始自動販売機設置届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自動販売機設置

　　　　　年　　月　　日

　　　北海道知事　様

住　所（法人にあっては、主たる事務所所在地）

　　　　　　　　　　　利用カード取扱業者

　　　　　　　　　　　（届　　出　　者）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

　　電話番号

　次のとおり利用カードの販売を開始（自動販売機を設置）するので、北海道青少年健全育成条例

第43条第１項の規定により届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 販売場所の名称及び  所在地又は自動販売機の設置場所 | |  |
| 販売の開始又は自動販売機の設置予定年月日 | | 年　　　月　　　日 |
| 利用カード | 名　称 |  |
| 種　類 | １　ツーショットダイヤル用　　２　伝言ダイヤル用  ３　その他（　　　　　　　　　　） |
| 利用することができる  テレホンクラブ等営業所 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| 販売場所又は自動販売機の設置場所の状況 | | １　法令により青少年の立入りが常時禁止されている場所  （業種　　　　　　　　　　）  ２　テレホンクラブ等営業所　　３　その他 |

備考　１　利用カード取扱業者の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあっては、登記事項証明書）１通を添付すること。ただし、この届出に係る住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあっては、登記事項証明書）を条例第43条第１項又は第２項の規定による他の届出において既に提出している場合は、この限りでない。

２　販売場所又は自動販売機の設置場所の見取図１通を添付すること。

３　テレホンクラブ等営業所とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の営業所をいう。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。